

岩手県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社団医療法人法成会	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	老人保健施設白鷺	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	平成21年7月31日

2 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社団医療法人法成会	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	老人保健施設白鷺	紫波郡紫波町犬渕字南谷地108番地3	平成21年7月31日